都城市立笛水小中学校
いじめ防止基本方針

令和６年　５月　８日　改訂版

都城市立笛水小中学校いじめ防止基本方針

都城市立笛水小中学校

はじめに

　学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトやＳＮＳ利用によるいじめなど、新たな問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化、深刻化する状況にあります。
　いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。
　そのため学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対処する義務があります。
　平成２６年６月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成２６年２月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、３月には「都城市いじめ防止基本方針」が策定され、平成２９年７月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、平成３０年４月には「都城市いじめ防止基本方針」が改定されました。また、令和６年６月に「こども基本法」が公布、さらには、令和４年１２月に「生徒指導提要」が１２年ぶりに改定され、多様化する社会の中で、２軸３類４層構造における発達支持的生徒指導の実践と、個別最適な指導・協働の学びによる探究学習の推進と受容的態度の育成を図ることを目指し、「都城市立笛水小中学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第１　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
　　１　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　２　いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・２
　　（１）　いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　（２）　いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　（３）　いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
　　１　いじめの防止等のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　２　いじめの防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　（１）　いじめの防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２、３
　　（２）　いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　（３）　いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～５
　　（４）　ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　３　その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　（１）　組織的な指導体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　（２）　校内研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　（３）　校務の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　　（４）　学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・・・・・・・６
　　（５）　地域や家庭との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　（６）　関係機関との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　（７）　都城市ならではの取組の充実・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　４　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
　　１　基本方針の点検と必要に応じた見直し・・・・・・・・・・・・・・７
別紙資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙１、別紙２、別紙３、別紙４

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

（１）　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。

例えば、いじめを受けても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときにいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に排除するものではありません。

（２）　いじめの対応は、特定の教職員のみによることなく、法２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して、複数の教職員及び関係者で行います。

（３）　「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

（４）　「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。けんかやふざけ合いの様に見えることであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

（５）　いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要するとは限りません。例えば、好意で行った行為が、意図せず相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、軽い気持ちでかけた言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、良好な関係を再び構築することができた場合等は、柔軟な指導対応をすることも可能です。ただし、このような場合でも、法が定めるいじめに該当するため、事案を法第２２条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織で、情報共有することは必要です。

（６）　具体的ないじめの様態は、以下のようなものがあります。

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②　仲間はずれや集団による無視をされる。
③　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤　金品をたかられる。
⑥　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧　パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（７）　これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命・身体または個人財産に重要な被害が生じるような、直ちに警察に連絡することが必要な場合も含まれています。このような場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮を大原則とし、早期に警察へ連絡・相談の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

２　いじめの防止等に関する基本的考え方

○　いじめは決して許されない行為であることについて、児童生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
○　いじめを受けている児童生徒をしっかり守ります。
○　いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
○　本校からのいじめの一掃を目指します。

（１）　いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（２）　いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

（３）　いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめを受けた児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、『いじめ不登校対策委員会』を設置します。なお、月１回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、学期に1回程度、児童生徒会との話合いをもつなど、児童生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

全教職員。必要に応じて、スクールカウンセラーやSSW等の関係者の定例会への参加を行います。

【活動】

○　学校いじめ防止基本方針作成・見直し
○　年間指導計画の作成
○　校内研修会の企画・立案
○　調査結果、報告等の情報の整理・分析
○　いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
○　要配慮児童生徒への支援方針決定

２　いじめの防止等に関する措置

（１）　いじめの防止　　※別紙１参照

①　生徒が主体となった活動

（ア）　望ましい人間関係づくりのために、児童生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

○　運動会や文化祭など異学年交流会の実施
○　学級活動での話合い活動の実施
○　ボランティア活動・みどりの少年団活動の推進

（イ）　児童生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
○　児童生徒会による相談活動の実施
○　特別活動等における児童生徒同士の相談活動の推進

（ウ）　いじめへの理解や過去の事例について、児童生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画・実施します。
○　児童生徒会による文化発表会や運動会など学校行事の企画運営

②　教職員が主体となった活動

（ア）　児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
○　一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
○　職員相互の授業研究会の実施

（イ）　日常的に、児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童生徒に寄り添った相談体制づくりを目指します。
○　毎学期の相談アンケートの実施と教育相談週間の設定

（ウ）　教科、道徳、学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
○　教科や学級活動及び道徳の時間の充実
○　道徳において、いじめの問題を考える場面の設定
○　情報モラル教育の時間の設定

（エ）　家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
○　PTA総会での学校の方針説明
○　学校通信を活用したいじめ防止の報告
○　参観日や学校公開（オープンスクール）の実施
○　保護者を対象とした研修会の開催

（２）　いじめの早期発見

①　いじめを受けた児童生徒、いじめた側の児童生徒が発することの多いサインを共有します。
（ア）　児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有　　※別紙2、3参照

②　定期的に教育相談週間を設け、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
（ア）　教育相談週間の設定
（イ）　養護教諭、スクールカウンセラー等、いじめの相談窓口の周知

③　いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
（ア）　学校独自のアンケートの実施（月１回）
（イ）　県下一斉のアンケートの実施（年１回）

④　いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各教職員のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
（ア）　職員会議での情報の共有
（イ）　進級時の情報の確実な引き継ぎ
（ウ）　過去のいじめ事例の蓄積

（３）　いじめに対する措置　　※別紙４参照

①　いじめの発見・通報を受けたときの対応
（ア）　教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
（イ）　いじめを受けた児童生徒や、通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
（ウ）　いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告します。

② 情報の共有

（ア） 上記①の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、いじめ不登校対策委員会を開催し、情報の共有化を図ります。

③ 事実関係についての調査

（ア） 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

（イ） 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告します。

（ウ） 児童生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

（エ） 必要な場合には、児童生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により、得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

④ 解決に向けた指導及び支援

（ア） 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

（イ） 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。

（ウ） 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。

（エ） 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。

（オ） 全職員が連携して組織的な対応に努めます。

（カ） 指導及び支援を行うに当たっては、下記【※１】【※２】【※３】の点に留意して対処します。

⑤ 関係機関への報告

（ア） 校長は教育委員会への報告を速やかに行います。

（イ） 生命や身体・財産への被害等、いじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ連絡し、警察と連携して対応します。

⑥ 継続指導・経過観察

（ア） 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

⑦ いじめ解消の要件

（ア） いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記【※４】の二つの要件が満たされることが必要です。ただし、この二つの要件が満たされている場合でも、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとします。

なお、いじめ不登校対策委員会において、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、組織的に判断する仕組みづくりを行います。

【※１】

いじめを受けた児童生徒とその保護者への支援

【いじめを受けた児童生徒への支援】

いじめを受けた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめを受けた児童生徒の立場」で、継続的に支援を行います。

- 安全・安心を確保し、心のケアを図る
- 今後の対策について、共に考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 温かい人間関係をつくる

【いじめを受けた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

【※２】

いじめた側の児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた側の児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた側の児童生徒の内面を理解し、他者の痛みを知ることができるよう、根気強く指導を行います。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめを受けた児童生徒の苦痛に気付かせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた側の児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに連絡（面談）し、丁寧に説明します。

- 児童生徒や保護者の心情に配慮する
- いじめた側の児童生徒の成長につながるように教職員として努力する意思があり、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す

【※３】

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める
- 自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

【※４】

① いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットに関することを含む）が、止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ不登校対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底して守り、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。「解消している」状態に至った場合でも、再発の可能性があることを踏まえ、教職員は、当該被害・加害児童生徒については、日常的な観察と声かけを行う。

（４）　ネット上のいじめへの対応

①　ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童生徒を誹謗中傷する内容を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載する等の行為がネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

②　ネットいじめの予防

（ア）　フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)

（イ）　教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

（ウ）　児童生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。

（エ）　インターネット利用に関する職員研修を実施します。

③　ネットいじめへの対処

（ア）　被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

（イ）　不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。

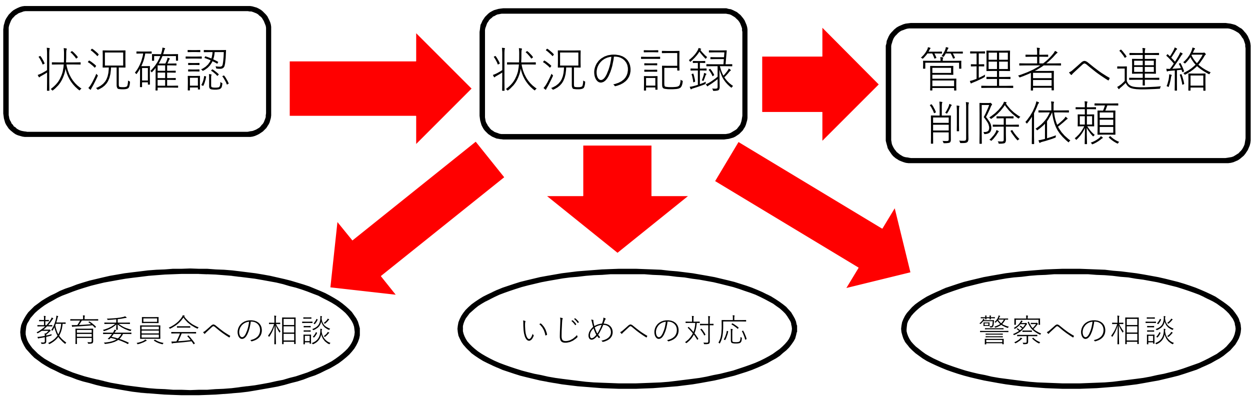

３　その他の留意事項

（１）　組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するために、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に対処します。

（２）　校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

（３）　校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、一部の教職員に過度な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

（４）　学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教育委員会が作成している「教師向けの児童生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

（５）　地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA・地域との連携促進や、学校運営協議会で学校・地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

（６）　関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

①　教育委員会との連携
（ア）　関係児童生徒への支援・指導、保護者への対応方法
（イ）　関係機関との調整

②　警察との連携
（ア）　心身や財産に重大な被害が疑われる場合
（イ）　重大ないじめ事案・犯罪等の違法行為がある場合
（ウ）　インターネットのいじめや児童ポルノ関連のいじめが疑われる場合

③　福祉関係機関との連携
（ア）　スクールカウンセラーの活用（教育委員会への依頼）
（イ）　スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
（ウ）　家庭の養育に関する指導・助言
（エ）　家庭での児童生徒の生活、環境の状況把握
（オ）　南部福祉こどもセンターとの連携
（カ）　都城市こども課との連携

④　医療機関との連携
（ア）　精神保健に関する相談
（イ）　精神症状に対する治療、指導・助言

（７）　都城市ならではの取組の充実

「命の大切さを考える日」の取組や「地区別人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進します。

４　重大事態への対処

（１）　いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

①　児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
（ア）　児童生徒が自殺を企図した場合
（イ）　精神性の疾患を発症した場合
（ウ）　身体に重大な被害を負った場合
（エ）　高額の金品を奪い取られた場合など

②　児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
（ア）　年間の欠席が３０日程度以上の場合
（イ）　連続した欠席の場合は、状況により判断する

（２）　事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第３ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１　基本方針の点検と必要に応じた見直し

（１）　学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

（２）　学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

別紙1　年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

		項目	時期（内容）
いじめ防止の措置	生徒が主体となった活動	○　学校行事等による異学年交流の実施	通年
		○　学級活動での話合い活動の実施	毎月1回
		○　ボランティア活動の推進	通年
		○　児童生徒会による相談活動	通年
		○　特別活動等における児童生徒同士の相談活動の推進	学期１回
		○　児童生徒会活動での話し合い活動の実施	毎月１回
		○　児童生徒会による文化発表会や体育大会など学校行事の企画運営	８・９月（体育大会） １０月（文化祭）
	教職員が主体となった活動	○　一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○　職員相互の授業研究会の実施	通年
		○　教育相談週間の設定	5月　１０月　2月
		○　教科、道徳、学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	年３回 6月　１０月　2月
		○　外部講師による講演会の実施	年１回
		○　PTA総会での学校の方針説明	４月
		○　学校通信を活用したいじめの防止活動の報告	学期１回
		○　学校公開（オープンスクール）の実施	6月　9月　１０月
		○　保護者を対象とした研修会の開催	6月　１０月
いじめの早期発見の措置		○　児童生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照	通年
		○　いじめアンケートの実施	毎月１回
		○　教育相談週間の設定	5月　１０月　2月
		○　学校独自のアンケートの実施	5月　１０月　2月
		○　県下一斉のアンケートの実施	１２月
		○　職員会議での情報の共有	通年
		○　進級時の情報の確実な引き継ぎ	３月
		○　過去のいじめ事例の蓄積	通年

※　計画を作成するに当たっては、教職員の研修や児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進していきます。

別紙２

１　いじめを受けた児童生徒のサイン

いじめを受けた児童生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	点検	サイン
登校時 朝の会		遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。
		教職員と視線が合わず、うつむいている。
		体調不良を訴える。
		提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
		担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中		保健室・トイレに行くようになる。
		教材等の忘れ物が目立つ。
		机回りが散乱している。
		決められた座席と異なる席に着いている。
		教科書・ノートに汚れがある。
休み時間等		給食にいたずらをされる。
		用のない場所にいることが多い。
		ふざけ合っているが表情がさえない。
		衣服の汚れ等がある。
放課後等		慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
		持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。
		一人で部活動の準備、片付けをしている。

２　いじめた側の児童生徒のサイン

いじめた側の児童生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

点検	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
	ある児童生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
	自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

別紙３

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

点検	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。
	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
	筆記用具等の貸し借りが多い。
	壁等にいたずら、落書きがある。
	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

点検	サイン
	学校や友人のことを話さなくなる。
	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
	朝、起きてこなかったり、学按に行きたくないと言ったりする。
	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
	不審な電話やメールがある。
	遊ぶ友達が急に変わる。
	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
	登校時刻になると体調不良を訴える。
	食欲不振・不眠を訴える。
	学習時間が減る。
	成績が下がる。
	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
	自転車がよくパンクする。
	家庭の品物、金銭がなくなる。
	大きな額の金銭を欲しがる。

別紙４　　　いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)

①　いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見した職員

通報を受けた職員

通報

通報

生徒指導主事

報告と対処

方法の確認

管理職

②　情報の共有と分析

教育委員会へ報告

いじめ不登校対策委員会

◇構成員

校長　小中学部教頭　小中学部教務主任

生徒指導主事　小学部職員　中学部職員

養護教諭　【ＳＣ・ＳＳＷ・関係機関】

役割

分担

職員会

保護者

情報提供

支援

③調査・事実関係の把握

④解決に向けた指導及び支援

⑤関係機関への報告

⑥継続指導・経過観察

情報提供

指導・支援

児童生徒

都城市立笛水小中学校

情報提供
支　　援

犯罪行為の
通報·対応

連　携

連　携

教育委員会

警察署

地域

関係機関